

第1章 計画策定に向けて

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	4
4	高齢者保健福祉圏域	4

1 計画策定の趣旨

総務省統計局の調査（2022（令和4）年10月1日現在）によると、65歳以上の高齢者人口は、全国では3,623万6千人、本県では44万3千人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は、全国平均では29.0%、本県では33.9%となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計（2023（令和5）年12月推計）によると、全国の高齢者人口がピークとなる2040（令和22）年には、本県の高齢化率は40.2%となり、全国平均の34.8%を大きく上回る見込みとなっています。

このように、本県では今後も全国平均を上回るペースで高齢化が進むことが見込まれ、単身・夫婦のみの高齢世帯や、要介護認定者及び認知症高齢者の増加、介護を行う家族自体の高齢化など、複雑化・多様化する課題に対して、これまで以上に、行政の部門を超えた横断的な対応が求められています。

また、都市部とは異なる本県の今後の人口動態や介護ニーズ等を適切に捉えた計画的な介護基盤の整備や、生産年齢人口の減少に伴う介護人材確保に関する取組など、介護保険制度を安定して維持しつつ、サービスの質の確保・向上を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況のなかで、高齢者が住み慣れた地域で安心し、健やかで心豊かに暮らし続けていくためには、高齢者の生涯にわたる健康づくりとともに、地域共生社会における高齢者の社会参加活動の促進など、高齢者の生きがいにつながる取組を支援していくことが重要です。

このため、本県の高齢者の現状や中長期的な視点から考えられる課題等を踏まえ、全国の高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年に向けて、高齢者施策の目指す方向を示す総合計画として、愛媛県高齢者保健福祉計画・愛媛県介護保険事業支援計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、次のとおり、法律に基づく計画で、両計画を一体的に策定します。

【愛媛県高齢者保健福祉計画】

老人福祉法（1963（昭和38）年法律第133号）第20条の9に基づく計画

【愛媛県介護保険事業支援計画】

介護保険法（1997（平成9）年法律第123号）第118条に基づく計画

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に規定する老人福祉計画に、健康づくり・介護予防の施策等も盛り込んだ、地域における高齢者保健福祉事業に関する総合計画であり、介護保険事業支援計画を包含するものです。

介護保険事業支援計画は、各市町の介護保険事業計画を取りまとめた上で、県の支援策も盛り込んだもので、今期で第9期目となります。

県が現在策定している次の計画と整合・調和が保たれたものとしします。

- ・ 愛媛県総合計画
- ・ 第8次愛媛県地域保健医療計画
- ・ 第4期愛媛県医療費適正化計画
- ・ 県民健康づくり計画
- ・ 愛媛県高齢者居住安定確保計画
- ・ 愛媛県障がい者プラン
- ・ 愛媛県地域福祉支援計画
- ・ 医療介護総合確保促進法に基づく愛媛県計画

第1章 計画策定に向けて

- ・ 愛媛県地域防災計画
- ・ 愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（愛媛県感染症予防計画）

3 計画期間

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

4 高齢者保健福祉圏域

この計画における高齢者保健福祉圏域は、次のとおり6圏域です。

保健・医療・福祉の総合的・一体的な推進を図るため、二次保健医療圏と合致させています。

（表1-1、図1-1）

表1-1 6圏域の市町構成

6 圏 域	市町数	市 町 名
宇 摩	1 市	四国中央市
新居浜・西条	2 市	新居浜市 西条市
今 治	1 市 1 町	今治市 上島町
松 山	3 市 3 町	松山市 伊予市 東温市 久万高原町 松前町 砥部町
八幡浜・大洲	3 市 2 町	八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町
宇 和 島	1 市 3 町	宇和島市 松野町 鬼北町 愛南町

図1-1 高齢者保健福祉圏域

